

平成31年

老岐市議会定例会3月会議議案

(平成31年3月5日提出分)

平成31年壱岐市議会定例会3月会議議案

- 議案第 2 号 石田町幼保連携型認定こども園新築工事（建築主体工事）請負契約の変更について
- 議案第 3 号 壱岐市まちづくり協議会設置条例の制定について
- 議案第 4 号 壱岐市行政組織条例の一部改正について
- 議案第 5 号 壱岐市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 議案第 6 号 壱岐市債権管理条例の制定について
- 議案第 7 号 壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の一部改正について
- 議案第 8 号 壱岐市税条例等の一部改正について
- 議案第 9 号 壱岐市立図書館条例の制定について
- 議案第 10号 壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 議案第 11号 壱岐市立幼保連携型認定こども園条例の制定について
- 議案第 12号 壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 13号 壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 議案第 14号 公の施設の指定管理者の指定について（青嶋公園）
- 議案第 15号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市地域福祉活動拠点施設）
- 議案第 16号 公の施設の指定管理者の指定について（へい死獣畜一時保管処理施設）
- 議案第 17号 公の施設の指定管理者の指定について（イルカパーク）
- 議案第 18号 公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）
- 議案第 19号 友好都市の提携について
- 議案第 20号 新市建設計画の一部変更について

- 議案第 2 1 号 過疎地域自立促進計画（変更）の策定について
- 議案第 2 2 号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
- 議案第 2 3 号 平成 3 0 年度壱岐市一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 2 4 号 平成 3 0 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 2 5 号 平成 3 0 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 2 6 号 平成 3 0 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 2 7 号 平成 3 0 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 2 8 号 平成 3 0 年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 2 9 号 平成 3 1 年度壱岐市一般会計予算
- 議案第 3 0 号 平成 3 1 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 3 1 号 平成 3 1 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 3 2 号 平成 3 1 年度壱岐市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 3 3 号 平成 3 1 年度壱岐市下水道事業特別会計予算
- 議案第 3 4 号 平成 3 1 年度壱岐市三島航路事業特別会計予算
- 議案第 3 5 号 平成 3 1 年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算
- 議案第 3 6 号 平成 3 1 年度壱岐市水道事業会計予算

議案第2号

石田町幼保連携型認定こども園新築工事（建築主体工事）請負契約の変更について

石田町幼保連携型認定こども園新築工事（建築主体工事）請負契約を下記のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

平成31年3月5日提出

壱岐市長 白川 博一

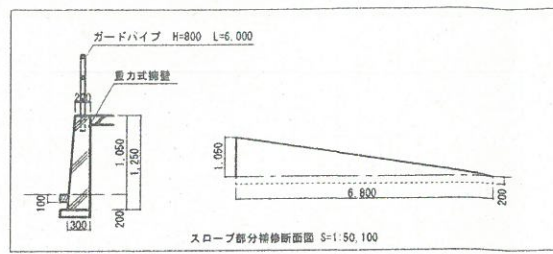
記

- | | |
|----------------------|---|
| 1 契約の目的 | 石田町幼保連携型認定こども園新築工事
（建築主体工事） |
| 2 契約の方法 | 随意契約（制限付き一般競争入札） |
| 3 変更後契約金額
（現契約金額） | 金207,231,480円
金206,064,000円 |
| 4 契約の相手方 | 壱岐市石田町石田東触853番地
（有）安川建設
代表取締役 安川 昭彦 |

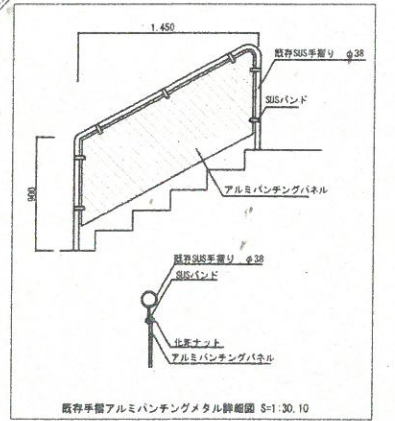
（提案理由）

外構工事の追加等により所要の変更契約を行う。

既存通路の補強及び手摺
(ガードパイプ) L=6m



転落防止柵 1箇所
(アルミパンチングメタル)



舗装リスト

凡例	適用
[Pattern]	ゴムチップ舗装
[Pattern]	アスファルト舗装
[Pattern]	コンクリート舗装
[Pattern]	真砂土舗装
[Pattern]	高麗芝 ベタ張り (前面部は芝草を使用)

工作物リスト

記号	適用
E-1	屋外手洗1
E-2	屋外手洗2
E-3	屋外手洗3
E-4	メッシュフェンスH1500
E-5	メッシュフェンスH200
E-6	RC柵 (ポンペ壁増)
E-7	RC柵 (匿名サイン)
E-8	スロープ・ポーチ
E-9	PC縁石
E-10	RC構敷
E-11	スタンド式フェンス
E-12	外部倉庫
E-13	農水樹360 SUS*レラック TE 2ヶ所
E-14	フラッグポール8m
E-15	目隠しフェンスH1500 (朝日スチール 3型同等)

植樹リスト

凡例	適用
モ	モチノキ H4.0 C0.25 W1.8 二脚鳥居支柱 1本
ク	クスギ H3.0 C0.2 W1.5 二脚鳥居支柱 1本

設備基礎

場所	基礎 (mm)	配筋	短辺方向	長辺方向
左図4ヶ所	150	1/2φ8	D13	φ200

基礎天端は6L+100とする

目隠しフェンス L=35.4m

議案第 3 号

壱岐市まちづくり協議会設置条例の制定について

壱岐市まちづくり協議会設置条例を別紙のとおり定める。

平成 3 1 年 3 月 5 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

(提案理由)

地域の特性や実情に合った魅力あるまちづくりの実現に向けて、まちづくり協議会の設置に関し必要な事項を定め、地域住民の福祉の増進、地域内の連携の強化及び市とまちづくり協議会の協働による地域自治の推進を図るものである。

壱岐市まちづくり協議会設置条例

(目的)

第1条 この条例は、地域の特性や実情に合った魅力あるまちづくりの実現に向けて、壱岐市自治基本条例（平成30年壱岐市条例第31号。以下「基本条例」という。）第25条の規定に基づく、コミュニティ活動を推進するための新たな組織に関し、必要な事項を定め、地域住民の福祉の増進、連携の強化及び市とまちづくり協議会（以下「協議会」という。）との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民 基本条例第3条第1号に定める市民をいう。
- (2) まちづくり協議会 小学校区を単位とする地域内の住民（以下「地域住民」という。）により構成された組織をいう。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
- (3) まちづくり 住みよい豊かな地域社会をつくるために、地域住民及び市が取り組む活動をいう。

(構成員)

第3条 協議会の構成員は、当該協議会における地域住民とする。

(協議会の設立等)

第4条 市長は、第1条の目的を達成するため設置された協議会の認定を行うものとする。

- 2 前項に規定する認定を受けようとする協議会は、規則で定める事項を記載

した申請書を提出するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、規則で定める基準に適合していると認めるときは、当該協議会を認定するものとする。

(活動)

第5条 協議会は、当該地域の特性を活かし、当該地域の課題解決や魅力の向上に向けて、自主的かつ主体的にまちづくりを行うものとする。

- 2 協議会と市は、お互いに補完し合いながら、まちづくりを行うものとする。
- 3 協議会は、その活動について、地域住民との情報共有を行うものとする。
- 4 協議会は、自らが取り組む地域のまちづくりの目標、活動方針、内容等を定めたまちづくり計画を策定するものとする。

(活動の制限)

第6条 協議会は、次に掲げる活動を行ってはならないものとする。

- (1) 宗教の教義を広め、又は信者を強化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は特定の政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある反社会的な活動

(助言及び支援)

第7条 市は、協議会の自主性及び主体性を尊重し、協議会と連携協力を行う

ため、基本条例第22条第2項に基づき、財政支援、人的支援、情報発信等の支援を行うものとする。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第4号

壱岐市行政組織条例の一部改正について

壱岐市行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成31年3月5日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

SDGs 未来都市の業務を総務部の分掌事務に追加するため、所要の改正を行うものである。

壱岐市行政組織条例の一部を改正する条例

壱岐市行政組織条例（平成23年壱岐市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中ソをタとし、セをソとし、スの次に次のように加える。

セ SDGs未来都市に関すること。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第5号

壱岐市犯罪被害者等支援条例の制定について

壱岐市犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり定める。

平成31年3月5日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

本市における犯罪被害者等の支援に関し基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図るため、条例を制定するものである。

壱岐市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に定める基本理念にのっとり、本市における犯罪被害者等の支援に関し基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。
- (2) 犯罪等 犯罪行為及びこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、市内に住所を有するものをいう。
- (4) 関係機関等 国、県、警察、他の地方公共団体その他の行政機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に係る団体をいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) 市民等 市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学している者及び事業者をいう。
- (7) 二次的被害 犯罪被害者等への配慮を欠いた言動、中傷、報道等により

犯罪被害者等が受ける経済的な損失、精神的な苦痛、プライバシーの侵害
その他の犯罪等が行われた後に副次的に受ける被害をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、犯罪被害者等の支援に関する施策を講じなければならない。

2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携を図りながら、協力しなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することのないよう十分に配慮し、二次的被害の防止に努めなければならない。

2 市民等は、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第5条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。

2 市は、前項に規定する支援等を行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第6条 市は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し見舞金を支給するものとする。

2 見舞金の支給の対象となる者、見舞金の額その他見舞金の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(日常生活の支援)

第7条 市は、犯罪被害者等が再び平穏な日常生活を営むことができるように

するため、犯罪被害者等が置かれている状況に応じ、福祉サービスの提供その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第8条 市は、犯罪等又は二次的被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な利用に供する市営住宅の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第9条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための啓発活動に努めるものとする。

(市民等の理解の増進)

第10条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の名誉並びに生活の平穩への配慮の重要性について市民等の理解を深めるため、広報活動及び啓発活動に努めるものとする。

(犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合)

第11条 市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認める場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第6号

壱岐市債権管理条例の制定について

壱岐市債権管理条例を別紙のとおり定める。

平成31年3月5日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

市の債権の管理に関する事務処理基準等を定め、債権管理の一層の適正化を図るため制定するものである。

壱岐市債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 強制徴収債権 市の債権のうち、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく徴収金に係るもの及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (3) 非強制徴収債権 市の債権のうち、強制徴収債権以外のものをいう。

(他の法令等との関係)

第3条 市の債権の管理については、法令又は他の条例若しくはこれらに基づく規則等(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程を含む。)に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長の責務)

第4条 市長は、法令又は条例若しくは規則の定めるところにより、市の債権の適正な管理及び事務の処理を行わなければならない。

(台帳の整備)

第5条 市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定めるところにより台帳を整備するものとする。ただし、証明書発行手数料その他債権の性質上、

市長が特に必要がないと認める債権については、この限りでない。

(債務者に関する情報)

第6条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行されない場合において、第8条から第14条までの規定又はこれらの規定に相当する法令若しくは他の条例若しくはこれらに基づく規則の規定に基づく措置又は処分（以下この項において「措置等」という。）の判断に資する事項として必要と認めるときは、当該債務者の当該市の債権以外の市の債権に係る滞納の有無（滞納がある場合は、その滞納している額を含む。）及び市長が行った措置等の情報を実施機関（壱岐市個人情報保護条例（平成16年壱岐市条例第246号）第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下この条において同じ。）の内部において利用し、又は他の実施機関から収集することができる。

2 前項の規定により情報を利用し、又は情報の提供を受ける場合において、当該債務者の所在が明らかでないときは、市長は、当該市の債権以外の市の債権に関して保有する当該債務者の氏名、生年月日、住所、電話番号その他当該債務者との連絡に必要な情報を実施機関の内部において利用し、又は他の実施機関から提供を受けるものとする。

3 市長は、前2項の規定により利用し、又は提供を受けた情報を当該市の債権の管理に関する事務以外の事務に利用してはならない。

4 市長は、第1項及び第2項の規定により利用し、又は提供を受けた情報を当該市の債権の管理に関する事務に利用する場合は、当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(督促)

第7条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令又は他の条例の定めるところにより、期限を指定してこれを督促し

なければならない。

(滞納処分等)

第8条 市長は、強制徴収債権について、前条の規定による督促を受けた者が指定した期限までに履行しないときは、滞納処分を行わなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、法令に定める事由に該当するときは、徴収猶予、換価の猶予又は滞納処分の停止をすることができる。

(強制執行等)

第9条 市長は、非強制徴収債権について、第7条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第12条に規定する徴収停止の措置をとる場合又は第13条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 担保の付されている非強制徴収債権(保証人の保証があるものを含む。)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のある非強制徴収債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続きをとること。

(3) 前2号に該当しない非強制徴収債権(第1号に該当する非強制徴収債権で同号の措置をとってもなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続きを含む。)により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第10条 市長は、市の債権について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通

知をしなければならない。ただし、第13条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第11条 市長は、市の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長は、市の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第12条 市長は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき、その他これに類するとき。

(3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第13条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の用途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 市長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条において「損害賠償金等」という。）に係る市の債権は、徴収すべきものとする。

(債権の放棄)

第14条 市長は、市の非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及び損害賠償金等の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 債務者が生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、相当の期間を経ても履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により、その責任を免れたとき。
- (3) 第9条の規定による強制執行等又は第11条の規定により債権の申出等の措置をとったにもかかわらず、なお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (4) 第12条の規定により徴収停止を行った場合において、相当の期間を経過した後においても、なお同条各号に該当し、これを履行させることが困難又は不相当と認められるとき。
- (5) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (6) 当該債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（当該時効期間満了後に、債務者が当該債権について支払の意思を示し、若しくは一部を履行したとき、又は債務者が時効を援用しない特別な理由があるときを除く。）。

- (7) 当該債権の存在につき法律上の争いがある場合において、市長が勝訴の見込みがないものと決定したとき。
- (8) 債務者等が死亡、失踪、行方不明その他これに準ずる事情があり、かつ、徴収の見込みがないと認められるとき。
- (9) 債務者である法人の清算が終了したとき（当該法人の債務につき弁済の責に任ずべき他の者があり、その者について前各号に掲げる事由がない場合を除く。）。

2 市長は、前項の規定により放棄した非強制徴収債権について、規則で定めるところにより議会に報告しなければならない。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（壱岐市税外収入金に係る督促等に関する条例の一部改正）

2 壱岐市税外収入金に係る督促等に関する条例（平成16年壱岐市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100円以上」を「2,000円以上」に、「100円未満」を「1,000円未満」に、「10円未満の端数」を「100円未満の端数」に、「全額が10円未満」を「全額が1,000円未満」に改める。

（経過措置）

3 前項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生する延滞金について適用し、施行日前に発生した延滞金については、なお従前の例による。

議案第7号

壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の一部改正について

壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成31年3月5日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

地方創生推進交付金事業の事業推進主体として、新たに設立した第三セクター等を、地方自治法施行令第152条第1項第3号の規定に基づき、地方自治法第221条第3項の規定による調査等の対象となる法人として定め、併せて、地方自治法施行令第152条第1項第2号に該当する財団法人壱岐栽培漁業振興公社を削除するもの。

壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する条例

壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例（平成24年壱岐市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条に次の1号を加える。

(4) IKI PARK MANAGEMENT株式会社

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第8号

壱岐市税条例等の一部改正について

壱岐市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成31年3月5日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

消費税率10%への引上げにより、地方税法等の一部が改正されたことに伴い所要の改正を行うものである。

壱岐市税条例等の一部を改正する条例

(壱岐市税条例の一部改正)

第1条 壱岐市税条例（平成16年壱岐市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「）、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を

留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。
- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。
- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の7条を加える。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供する救急用のものその他これに類するものに対しては、軽自動車税を課さない。

（環境性能割の課税標準）

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報

告すべき事項について正当な事由がなくして申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「二輪」を「2輪」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項中「二輪」を「2輪」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第3項中「二輪」を「2輪」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項から第4項まで及び第6項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中

「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第15条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア（イ）	3,900円	4,600円
第2号ア（ウ） a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア（ウ） b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条の2を次のように改める。

第16条の2 削除

（壱岐市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 壱岐市税条例の一部を改正する条例（平成26年壱岐市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「壱岐市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第2号ア（イ）	3,900円	3,100円
第2号ア（ウ） a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第2号ア（ウ） b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

附則第16条第1項	第82条	壱岐市税条例の一部を改正する条例（平成26年壱岐市条例第14号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表第2号ア（イ）の項	第2号ア（イ）	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア（イ）
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号ア（ウ）aの項	第2号ア（ウ） a	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア（ウ） a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第2号ア（ウ）bの項	第2号ア（ウ） b	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア（ウ） b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

第3条 壱岐市税条例の一部を改正する条例（平成27年壱岐市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第7項の表第19条第3号の項中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の壱岐市税条例（以下「新条例」という。）

第34条の4の規定は、前条に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第9号

壱岐市立図書館条例の制定について

壱岐市立図書館条例を別紙のとおり定める。

平成31年3月5日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

図書館法に基づく壱岐市立図書館協議会を設置し、壱岐市の図書館行政について審議願うため、関係事項を定めるものである。

なお、これに伴い壱岐市立郷ノ浦図書館条例及び壱岐市立石田図書館条例は、廃止する。

壱岐市立図書館条例

(趣旨及び設置)

第1条 市民が図書に親しみ、潤いのあるまちづくりに資するため、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、壱岐市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
壱岐市立郷ノ浦図書館	壱岐市郷ノ浦町本村触490番地9
壱岐市立石田図書館	壱岐市石田町印通寺浦471番地2

(管理運営)

第3条 図書館の管理運営に関する事務は、教育長の所管とする。

(職員)

第4条 図書館に館長、司書その他必要な職員を置くことができる。

(利用者の秘密を守る義務)

第5条 図書館は、資料の提供活動を通じて知り得た利用者の個人的な秘密を漏らしてはならない。

(利用の許可)

第6条 図書館の視聴覚室及び研修室(以下「視聴覚室等」という。)を利用しようとする者又は視聴覚室等を占有して利用しようとする者は、教育長の許可を受けなければならない。

2 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可(以下「利用の許可」という。)をしない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 図書館の管理上支障があるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4) その他教育長が適当でないと認めるとき。

3 教育長は、図書館の管理上必要があると認めるときは、利用の許可について条件を付することができる。

(使用料)

第7条 視聴覚室等の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、利用の許可の際に納入しなければならない。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 教育長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(特別の設備)

第10条 視聴覚室等の利用者は、教育長の許可を受けて特別の設備をすることができる。

(必要な設備)

第11条 教育長は、図書館の管理上必要があると認めるときは、視聴覚室等の利用者に対し、必要な設備をすることを命ずることができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用目的以外の利用の禁止)

第13条 利用者は、許可された利用目的以外に視聴覚室等を利用してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第14条 教育長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (2) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定による処分によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(職員の入室)

第15条 利用者は、職員が視聴覚室等の管理のため入室するときは、これを拒むことができない。

(原状回復)

第16条 利用者は、視聴覚室等の利用を終えたとき、又は第14条の規定により、許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちにその利用の場所を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第17条 自己の責めに帰すべき事由により、図書館の建物若しくはその附属設備を滅失し、損傷し、若しくは汚損した者又は図書館の資料を亡失し、損傷し、若しくは汚損した者は、これを直ちに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(入館の制限)

第18条 教育長は、利用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、図書館への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 酒気を帯びていると認められるとき又は他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になるおそれがあるとき。
- (2) 災害等により、図書館の利用に危険が伴うおそれがあるとき。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) 施設等を損壊するおそれがあると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、図書館の管理上支障があると認めるとき。

(図書館協議会の設置)

第19条 法第14条第1項の規定に基づき、図書館に壱岐市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置くことができる。

- 2 委員は、館長の諮問に応じて意見を述べることができる。
- 3 会議は、年1回以上開催し、館長が招集する。

(協議会の組織)

第20条 協議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
 - (1) 学校教育の関係者
 - (2) 社会教育の関係者
 - (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (4) 学識経験のある者
 - (5) その他図書に造詣のある者

(委員の任期)

第21条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任

期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の会長)

第22条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第23条 協議会の会議は、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第24条 協議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(管理の代行等)

第25条 市長は、図書館の管理運営上、必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に図書館の管理を行わせることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。
 - (1) 図書館施設の維持及び管理（教育長が定めるものを除く。）
 - (2) 利用の許可等に関すること。
 - (3) 前2号に規定する業務に付随する業務
- 3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合に当たっては、この条例の規定（前項に規定する業務に係る部分に限る。以下同じ。）中「教育長」

とあるのは「指定管理者」として、この条例の規定を適用する。

(使用料金の收受等)

第26条 前条第1項の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合においては、当該指定管理者に別表に定める使用料を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

(規則への委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。ただし、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(壱岐市立郷ノ浦図書館条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 壱岐市立郷ノ浦図書館条例（平成16年壱岐市条例第91号）

(2) 壱岐市立石田図書館条例（平成16年壱岐市条例第241号）

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、壱岐市立石田図書館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表（第7条関係）

区分	午前9時から午後6時まで	
視聴覚室	1時間当たり510円	冷暖房使用1時間当たり250円加算
研修室	1時間当たり200円	冷暖房使用1時間当たり100円加算

議案第10号

壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成31年3月5日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年壱岐市条例第116号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

議案第11号

壱岐市立幼保連携型認定こども園条例の制定について

壱岐市立幼保連携型認定こども園条例を別紙のとおり定める。

平成31年3月5日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

壱岐市立幼保連携型認定こども園の設置に伴い制定するものである。

壱岐市立幼保連携型認定こども園条例

(設置)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）の規定に基づき、就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進することを目的として、壱岐市立幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置する。

(名称、位置及び定員)

第2条 認定こども園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。

名称	位置	定員
壱岐市立幼保連携型 石田こども園	壱岐市石田町石田西触1220番地1	200人

(事業)

第3条 認定こども園は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち、地域における教育及び保育に対する需要に照らし、市長が必要と認める事業
- (2) 認定こども園法第9条各号に掲げる目標の達成に向けた教育及び保育に関する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(入園の申込み手続)

第4条 認定こども園に入園を希望する就学前の子どもの保護者は、あらかじめ市長に入園を申し込むものとする。ただし、児童福祉法（昭和22年法律

第164号) 第24条第5項又は第6項の規定により市長が入園させる場合については、この限りでない。

2 前項に規定する申込みその他の入園手続に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(保育料)

第5条 認定こども園を利用する就学前の子ども（児童福祉法第24条第5項又は第6項の規定による措置の対象となる園児を除く。）の保護者は、保育料を納付しなければならない。

2 前項の保育料の額は、壱岐市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例（平成27年壱岐市条例第9号）に規定する利用者負担額とする。

3 前項の規定にかかわらず、他の市町村において子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する支給認定を受けた場合であつて、当該市町村が定める利用者負担額（同法第27条第3項第2号及び第28条第2項第1号の政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して当該市町村が定める額をいう。）が前項の保育料の額を超えるときにおける保育料の額は、当該市町村が定める額とする。

(保育料の減免)

第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

(保育料の不還付)

第7条 既に納入された保育料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(出席の停止又は退園)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定こども園に入園した子どもの出席を停止し、又はこれを退園させることができる。

- (1) 設備その他の事情により、教育又は保育を行うことができないとき。
- (2) 疾病その他の事由により他の子どもに悪影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) この条例の規定に違反したとき。
- (4) 市長の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(損害賠償の義務)

第9条 認定こども園の施設、設備等を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、市長の指示に基づいてこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 保育の利用に係る申出その他の準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(壱岐市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 壱岐市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年壱岐市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

6 1	生活保護嘱託医	月額	52,000
6 2	生活保護嘱託精神科医	月額	33,000
6 3	認知症地域支援嘱託医	月額	20,000
6 4	産業医	年額	120,000
6 5	その他の附属機関の構成員及び非常勤職員	予算の範囲内で市長が定める額	

」を

「

6 1	石田こども園嘱託医	年額	128,000
6 2	石田こども園嘱託歯科医	年額	122,000
6 3	石田こども園薬剤師	年額	18,700
6 4	生活保護嘱託医	月額	52,000
6 5	生活保護嘱託精神科医	月額	33,000
6 6	認知症地域支援嘱託医	月額	20,000
6 7	産業医	年額	120,000
6 8	その他の附属機関の構成員及び非常勤職員	予算の範囲内で市長が定める額	

」に

改める。

(壱岐市議会の議決に付すべき公の施設に関する条例の一部改正)

- 4 壱岐市議会の議決に付すべき公の施設に関する条例（平成16年壱岐市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 幼保連携型認定こども園

(壱岐市立幼稚園条例の一部改正)

- 5 壱岐市立幼稚園条例（平成16年壱岐市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第2条の表壱岐市立石田幼稚園の項を削る。

(壱岐市立幼稚園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 施行日前に壱岐市立石田幼稚園において受けた教育に係る前項の規定による改正前の壱岐市立幼稚園条例の規定による授業料については、なお従前の例による。

(壱岐市保育所条例の一部改正)

- 7 壱岐市保育所条例（平成16年壱岐市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第2条中「壱岐市立石田保育所 壱岐市石田町石田西触1220番地1」を削る。

(壱岐市保育所条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 施行日前に壱岐市立石田保育所において受けた保育に係る前項の規定による改正前の壱岐市保育所条例の規定による保育料については、なお従前の例による。

議案第12号

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成31年3月5日提出

壱岐市長 白川 博一

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年壱岐市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。